

福祉用具貸与の報酬・基準について(案)

これまでの議論における主な意見について

- 上限価格の設定をする際、それ以上緩和することのないように、例えば新しい商品や販売量の少ない商品でも確実に実施していただきたい。
- 福祉用具貸与サービスは利用者の状態の変化に合わせて多種多様な貸与商品を取扱っているので、運営に当たってはくれぐれも利用者や事業者の事務手続が煩雑にならないよう配慮いただきたい。
- 価格設定の仕方そのもの、貸与価格全体に影響を与えていくという可能性も否定できないので、上限価格設定を実際に実施した後に貸与価格がどのように分布しているのかを踏まえ、見直し後に、上限価格設定のあり方について、どこかの段階でチェックをしていただきたい。

※第147回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいて、

- ・ 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会から、「貸与価格の信頼を向上させる仕組みの構築」、「上限設定の見直しサイクル」等について要望があった。
- ・ 一般社団法人日本福祉用具供給協会から、「全国平均貸与価格や貸与価格の上限の公表の時期」、「全国平均貸与価格や貸与価格の上限を設けることによる影響の実態把握」等について要望があった。

貸与価格の上限設定等について

論点 1

- 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定について、適切に制度を運営していく観点から、施行後の実態も踏まえつつ、必要な対応を行ってはどうか。

対応案

- 現行の貸与商品については、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が適用されるが、平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いを行うこととしてはどうか。
- 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしてはどうか。
- 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、一定以上の貸与件数がある商品について適用することとしてはどうか。
(例えば、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用することとしてはどうか。)

TAISコードを取得している商品の貸与実績について

- 全貸与件数728万件のうち、TAISコードを取得している商品の貸与件数は646万件(全体の88.7%)。
- TAISコードを取得している商品について、貸与件数別に見た貸与実績は以下のとおり。

	貸与実績(件数・割合)	
全体 (TAISコードを取得しているもの)	6,461,522	100.0%
①月10件以上の貸与件数がある コードに絞った場合	6,444,912	99.7%
②月100件以上の貸与件数がある コードに絞った場合	6,349,991	98.3%
③月1,000件以上の貸与件数がある コードに絞った場合	5,745,805	88.9%
④月10,000件以上の貸与件数がある コードに絞った場合	3,513,494	54.4%

※ 貸与実績について、TAISコードの種類数別に見た割合は、①が44.6%、②が21.9%、③が7.0%、④が1.0%

※ 介護保険総合データベース(平成28年8月審査分)を基に集計(TAISコードを取得している商品の貸与件数については、「5桁-6桁」の記載を抽出)

(参考) 福祉用具貸与の見直し

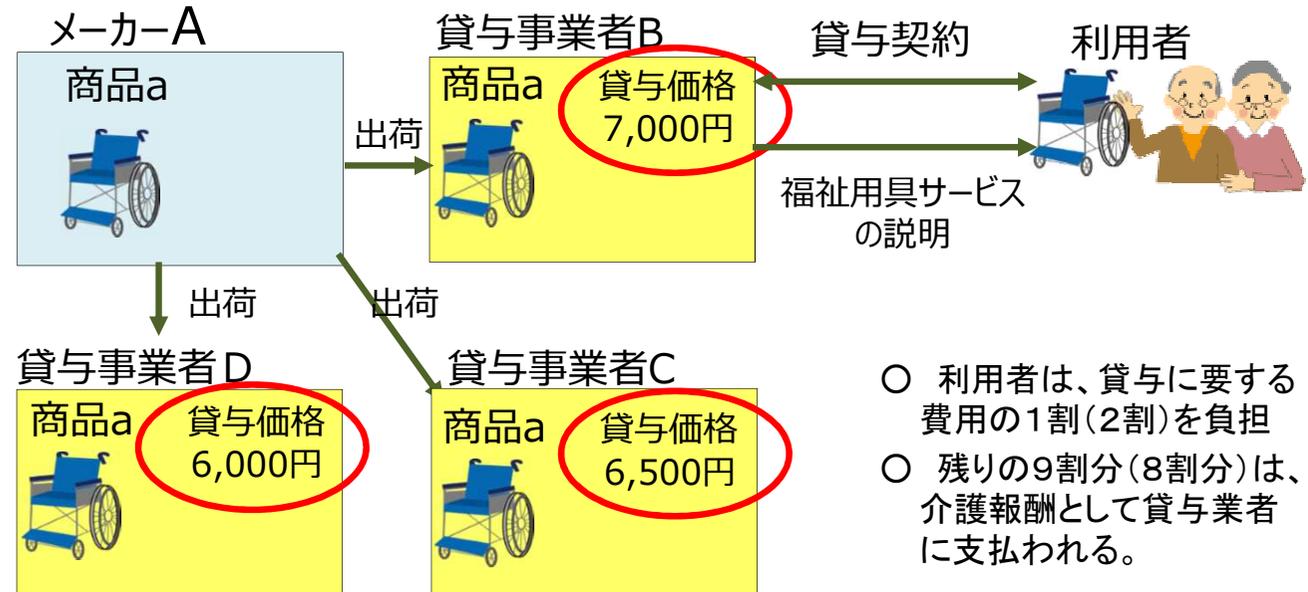
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

見直し内容

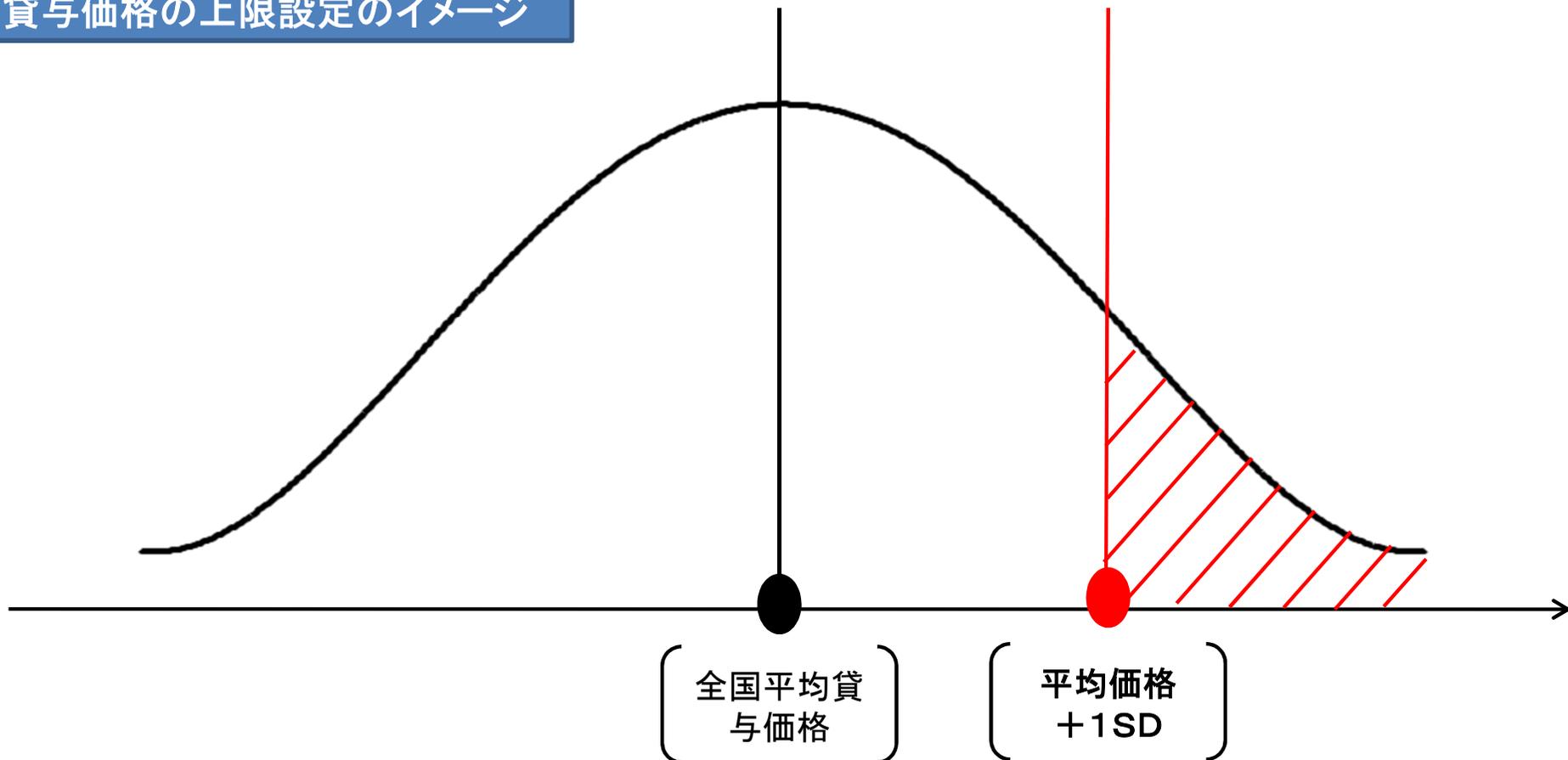
- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

(参考) 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



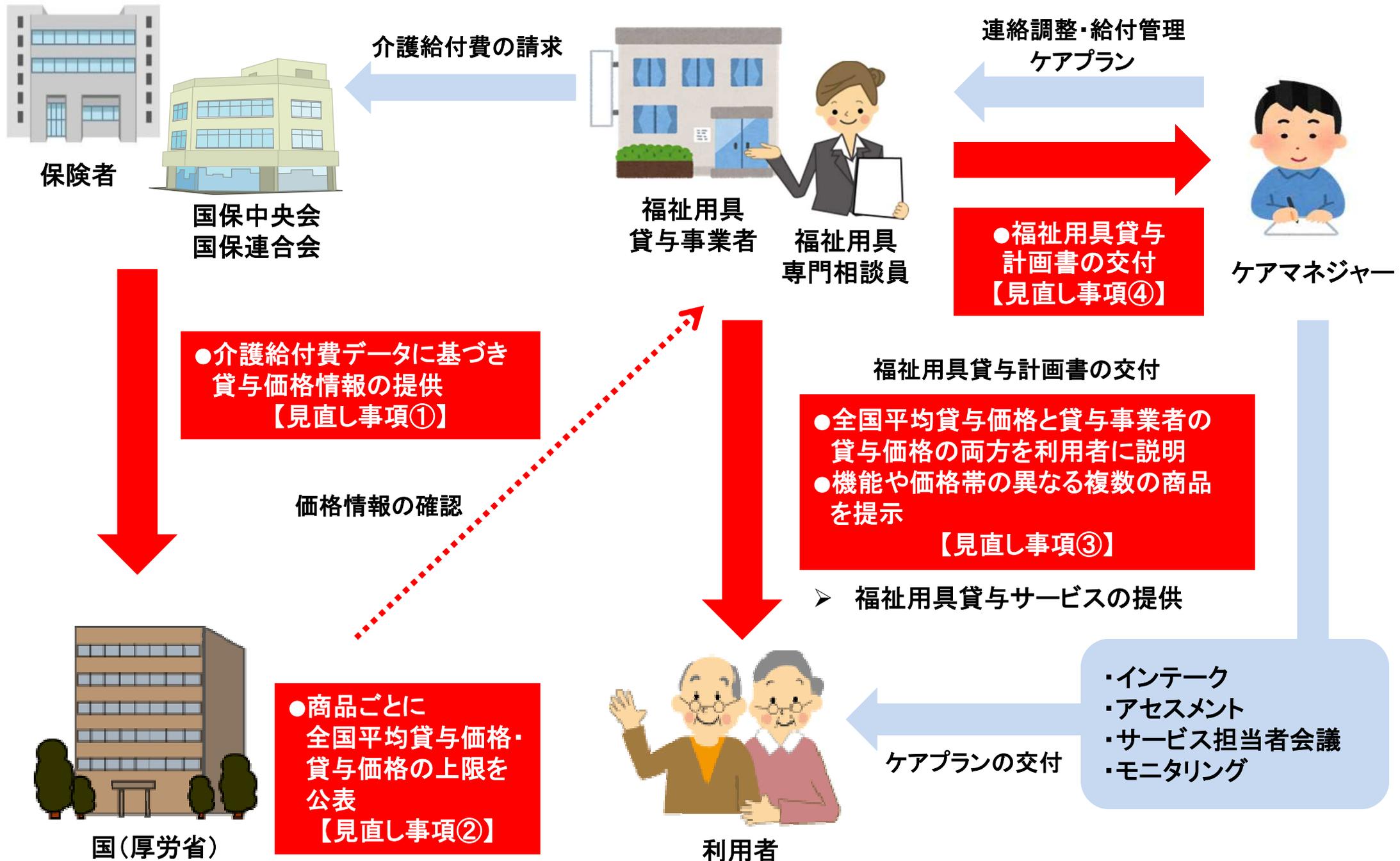
【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

(参考) 福祉用具貸与の見直しについて (取組のイメージ)



機能や価格帯の異なる複数商品の提示等について

論点 2

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員に対し、
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することについて規定を設けてはどうか。

対応案

- これらの内容が確実に実施されるよう、運営基準に規定することとしてはどうか。

福祉用具貸与に関する規定

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) (抄)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。